

# 山口県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱

制定 平成 28 年 4 月 1 日 平 28 農業振興第 43 号  
一部改正 平成 28 年 10 月 11 日 平 28 農業振興第 842 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山口県産地パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成 18 年山口県規則第 138 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、産地パワーアップ事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2390 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、市町等が行う地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援することによって、農業における産地競争力の強化を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 条 実施要綱に基づき市町等が行う事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 指定産地等パワーアップ事業
- (2) 山口米流通販売拠点整備事業
- (3) 野菜高機能選果設備整備事業

2 補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、別記第 1 号様式とし、正副 2 部作成の上、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 市町長等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第 5 条 規則第 8 条第 1 項の規定により、別表の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときの申請書は、別記第 2 号様式とし、正副 2 部作成の上、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、

その旨市町長等に通知するものとする。

(事業繰越しの承認)

第6条 市町長等は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、別記第3号様式による繰越承認申請書を速やかに知事に提出して、その承認を得なければならない。

(概算払の請求)

第7条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた市町長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式により、概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市町長等は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記第5号様式により事業遂行状況報告書を正副2部作成の上、当該年度の1月10日までに知事に提出するものとする。ただし、別記第4号様式による概算払請求書をもってこれに代えることができる。

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第6号様式とし、正副2部作成の上、補助事業を完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

2 第4条第2項のただし書により交付申請を行った市町長等は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書により交付の申請をした市町長等は、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 規則第12条の規定により通知を受けた交付市町長等が補助金の交付を受けようとするときは、別記第8号様式により補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第11条 市町長等は、当該事業により取得した財産については、事業の完了した後に

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿類の保管)

第12条 事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管の期間は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記第9号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付条件)

第13条 市町長等は、取組主体に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、市町長等は、地方公共団体以外の取組主体に補助金を交付するときは、各取組主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 取組主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 取組主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関及び県から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)10月11日から施行する。

この改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱いは、なお、従前の例による。